

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加する。
- 二、自衛官の定数を改める。
- 三、内部部局の所掌事務、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係並びに統合幕僚監部の所掌事務に関する規定を改める。
- 四、技術研究本部及び装備施設本部を廃止する。
- 五、防衛省の外局として防衛装備庁を置き、同庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定めるとともに、防衛装備庁の設置等に伴う所要の規定の整備を行う。
- 六、航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第九航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し

所要の規定の整備を行うほか、第九航空団司令部の名称及び所在地を規定する。

七、即応予備自衛官の員数を改める。

八、本法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。